第六十五条第一項中「第七十条の罪」の下に「（第一項第九号及び第十号の罪を除く。）」を加え、「収容令書が発付され、且つ」を「次の各号のいずれかに該当し、かつ」に、「書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡す」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　収容令書が発付されたとき　当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置

二　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定がされたとき　当該被疑者を釈放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置

第六十五条第二項中「引き渡す」を「引き渡し、又は釈放する」に改める。

第六十八条第一項中「第六十一条の二の十二第一項」を「第六十一条の二の十五第一項」に改める。

第七十条第一項第三号の三中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同項第八号の二中「第五十五条の六」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同項第八号の三中「第五十五条の六」を「第五十五条の八十八」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の四の次に次の二号を加える。

九　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定を受けた者で、第四十四条の五第一項の規定による許可を受けないで報酬を受ける活動を行つたもの又は収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの（在留資格をもつて在留する者を除く。）

十　第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を受けた者で、収入を伴う事業を運営する活動を行つたもの又は報酬を受ける活動を行つたもの

第七十一条の五に次の一号を加える。

四　第四十四条の六又は第五十二条の五の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第七十一条の五の次に次の一条を加える。

第七十一条の六　第五十五条の五十四第二項の規定により解放された被収容者が、同条第三項の規定に違反して、入国者収容所等又は指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第七十二条第七号中「第六十一条の二の十二第八項」を「第六十一条の二の十五第八項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第六十一条の二の七第四項又は第六十一条の二の十三」を「第六十一条の二の十第四項又は第六十一条の二の十六」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号を同条第九号とし、同条第四号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「第五十二条第六項」を「第五十二条第十項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　第五十二条第十二項の規定による命令に違反して同項に規定する行為をしなかつた者

六　第五十四条第二項の規定により仮放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

七　第五十五条の二第一項の規定による命令に違反して本邦から退去しなかつた者

第七十二条第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者

第七十三条中「第七十条第一項第四号に該当する場合を除き、第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者（第七十条第一項第四号に該当する者を除く。）

二　第六十一条の二の七第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つた者

第七十六条第二号中「、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書」を削る。

第七十七条の二を次のように改める。

第七十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十九条の十八第一項（第一号を除く。）若しくは第二項（第一号を除く。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十四条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第四十四条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第四十四条の三第七項（第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十二条の三第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十二条の三第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十七条の三中「第六十一条の九の三第二項各号」を「第六十一条の八の三第二項各号」に改める。

別表第一中「第五条」の下に「、第六条」を加え、「第十九条」を「第九条、第十九条、第十九条の五」に改め、「第十九条の三十六」の下に「、第二十条」を、「第二十四条」の下に「、第五十二条」を加え、「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十一」に改める。

別表第二中「第六十一条の二の八」を「第六十一条の二の十一」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第三条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「同じ。）」の下に「の前日」を加える。

第十二条第一項中「誕生日」の下に「の前日」を加える。

第十九条第二項中「順位」を「順序」に改める。

第二十二条第三項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に改め、「第三十九条第一項」の下に「及び第二項」を、「第四十三条第一項」の下に「及び第三項、第四十四条の二第一項、第四十四条の八第三号」を加え、「第四十九条第四項及び」を「第四十九条第四項並びに」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「第五十五条の二第四項」を「第五十五条第一項、第五十五条の八十四第四項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、入管法第五十条第一項ただし書中「除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当する者」とあるのは「除く。）」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第九条及び第十二条の改正規定並びに附則第二条、第二十二条及び第二十三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第二十六条及び第二十九条の規定、附則第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日